

監査報告書

令和4年5月13日

公益社団法人全国公営住宅火災共済機構
理事長 麦島健志様

公益社団法人全国公営住宅火災共済機構
常勤監事 宮澤彰夫印
公益社団法人全国公営住宅火災共済機構
監事川畠満印
公益社団法人全国公営住宅火災共済機構
監事上田和史印

私たち監事は、令和3年度監査計画に基づき、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度の理事の職務の執行について監査を実施いたしましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条第1項の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、監査計画で定めた監査の視点、監査の重点及び監査事項等に基づき、理事及び使用人等から事業の報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る理事の職務の執行及び事業報告について監査いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る財務諸表（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について監査いたしました。

2 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果・意見

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）財務諸表及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果・意見

財務諸表及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上